特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名			
32	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)事務 基礎項目評価書			

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)事務で特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

廿日市市長

公表日

令和7年9月12日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

適用した理由

1 浏准用和	
1. 特定個人情報ファイルる	を取り扱う事務
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)の適用を希望する者(以下「申請者」という。)が提出する特例申請書を収受・保管し、申請者の居住する市区町村にその情報を通知する。
③システムの名称	マイナンバー管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金税額控除に係る申告特	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一16の項、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で 定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施しない] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における	担当 <mark>部署</mark>
①部署	経営企画部プロモーション戦略課
②所属長の役職名	プロモーション戦略課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	〒738-8501 広島県廿日市市下平良1丁目11番1号 廿日市市経営企画部プロモーション戦略課 電話:0829-30-9221
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	〒738-8501 広島県廿日市市下平良1丁目11番1号 廿日市市経営企画部プロモーション戦略課 電話:0829-30-9221
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
· 文田 1 4 冊 中	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	故				
評価対象の	事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 [1,000人以上1万人未満] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点			
2. 取扱者数					
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満			
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点			
3. 重大事	枚				
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	る特定個人情報保護評価書の種類				
2)又は3)を選択した評価実施	項目評価書] 施機関については、それぞれ』	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書		
されている。 					
2. 特定個人情報の入手(作	個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワーク	ウシステムを	通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[〇]接続しない(入手) [〇]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・	. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない		Fを介在させる作業はない ア	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である] 2		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る 横断的なガイドライン」(令和5年 12 月 18 日デジタル庁)の次 の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、		庁)の次 なく、 されたマ	
9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[]内部監査	[] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	0. 従業者に対する教育・啓発			
			〈選択肢〉	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
従業者に対する教育・啓発 11. 最も優先度が高いと考		-	2) 十分に行っている	
	えられる対策 [3) 権限のない者によってオ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によってオ 4) 委託先における不正な低 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ	「	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 頁目評価又は重点項目評価を実施する 2 への対策 3 との紐付けが行われるリスクへの対策 4 への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策 対策	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 [3) 権限のない者によってオ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われ 2) 目的を超えた紐付け、事 3) 権限のない者によってオ 4) 委託先における不正な信 5) 不正な提供・移転が行れ 6) 情報提供ネットワークシ 7) 情報提供ネットワークシ 8) 特定個人情報の漏えい	「	2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 頁目評価又は重点項目評価を実施する 2 への対策 3 2 への対策 5 6 6 7 7 7 9 9 1 9 1 1 1 1	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
和4年4月1日	公表日	2021/8/6	2022/4/1	事前	所属部署名の変更
3和4年4月1日	5担当部署①部署名	シティプロモーション室	プロモーション戦略課	事前	所属部署名の変更
5和4年4月1日	5担当部署②所属長の役職名	シティプロモーション室長	プロモーション戦略課長	事前	所属部署名の変更
3和4年4月1日	7請求先	シティプロモーション室	プロモーション戦略課	事前	所属部署名の変更
3和4年4月1日	8連絡先	シティプロモーション室	プロモーション戦略課	事前	所属部署名の変更
令和4年7月15日	1対象人数	2021/4/1	2022/4/1	事後	年の変更
令和4年7月15日	2取扱者数	2021/4/1	2022/4/1	事後	年の変更
令和6年5月13日	1対象人数	2022/4/1	2024/4/1	事後	年の変更
令和6年5月13日	2取扱者数	2022/4/1	2024/4/1	事後	年の変更
冷和7年6月12日	1対象人数	2024/4/1	2025/4/1	事後	年の変更
令和7年6月12日	2取扱者数	2024/4/1	2025/4/1	事後	年の変更
介和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 11. 最も優先度が高いと考え られる対策		追加項目	事後	